

四日市市告示第26号

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱（昭和54年四日市告示第150号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

がけ地近接等危険住宅移転補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

住所
申請者 氏名
電話（ ） ー

四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付の申請をします。

申請金額	除却等費	円			
	建物助成費	円			
危険住宅の状況	所有者	住所			
		氏名			
	所在地	四日市市			
	除却等に要する費用の見積額	円			
	除却等予定年月日	年 月 日			
	除却等後の 土地の利用				
危険住宅に 代わる住宅	土地の地番				
	住 宅	<input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借家			
	土 地	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 借地			
	取得予定年月日	住 宅	年 月 日		
		土 地	年 月 日		
	借 入 金	金融機関名			
借入予定金額		円			
返済期間		年	借入予定金利	%	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

電話番号（ ） ー

がけ地近接等危険住宅移転補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号により補助金
交付決定の通知を受けた、がけ地近接等危険住宅移転補助事業の計画を下記のとおり
（変更・中止）したいので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第7
条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 四日市市
- 2 工事種別
- 3 申請の内容 変更 ・ 中止
- 4 変更の内容

- 5 変更・中止の理由

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名
電 話 () —

移 転 完 了 報 告 書

移転が完了しましたので、四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

完了年月日	年 月 日	
移転の概要	<input type="checkbox"/>	危険住宅の除却等
	<input type="checkbox"/>	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）

注 移転の概要の該当する箇所には、○印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家バンク制度実施要綱(平成28年四日市市告示第103号)	(略)	
国道23号四日市地区沿道環境整備に係る防音工事助成要綱(昭和62年四日市市告示第160号)	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市空き家バンク制度実施要綱(平成28年四日市市告	(略)	

示第 103 号)	
<u>四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱(昭和 54 年四日市市告示第 150 号)</u>	<u>第 1 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式</u>
国道 23 号四日市地区沿道環境整備に係る防音工事助成要綱(昭和 62 年四日市市告示第 160 号)	(略)
(略)	

(都市整備部建築指導課)